

【手当額（平成31年4月から月額）】  
手当は認定請求した日の属する翌月分より下記の額が支給されます。傷害の程度によって、手当額が異なります。  
・1級 52200円  
・2級 34770円  
ただし、受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。詳細はお問い合わせください。  
問 役場福祉課福祉係 ☎（574）2214

【届出に必要なもの】  
・印鑑  
・職場の健康保険などの取得日または  
・国民健康保険（「国保」とは、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度のひとつです。  
健康な暮らしは、私たちの願いですが、病気やケガは突然やってきます。そんなとき、費用の心配をせず病院等にかかれるよう、お互いに負担し合って成り立っています。町内に在住している方で、次の人を除き、すべてのひとが必ず加入することになります。  
・会社員（パートおよびアルバイト含）、公務員など職場の健康保険に加入している人とその扶養家族。  
・生活保護を受けている人。  
・後期高齢者医療制度に加入している人。  
【国保の届出は14日以内に】  
国保に加入するとき、脱退するとき、届出を必ずしてください。  
届出が遅れると資格を取得したときまでさかのぼって保険税を納めることになったり、届け出た日より前にかった医療費が全額自己負担になることもあります。届出は必ず14日以内にしてください。また、世帯主と対象者の方の個人番号（マイナンバー）の確認およびご記入、そして窓口に来られた方の身分確認が原則必要になります。

在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。  
該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。  
☑▽介護保険の要介護認定（4または5）を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族  
対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品

日本赤十字社豊頃町分区分（役場福祉課福祉係） ☎（574）2214  
日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。社資は、自然災害などにおける災害救護活動、国際活動のほか、医療活動や看護師の養成、救護法講習会の普及などに役立てられます。皆さまからのご厚志に心から感謝申し上げます。

【支給資格者】  
法令により定められた程度の障害の状態にある20歳未満の障害児を養育する父母または養育者  
ただし次の場合を除きます  
・養育している障害児が施設等に入所している方  
・養育している障害児が日本国内に住所を有しない方  
・養育している障害児が当該障害を支給事由とする年金を受給している方  
・受給者が日本国内に住所を所有しない方

【国民健康保険】届出をお忘れなく！  
国民健康保険（「国保」とは、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度のひとつです。  
健康な暮らしは、私たちの願いですが、病気やケガは突然やってきます。そんなとき、費用の心配をせず病院等にかかれるよう、お互いに負担し合って成り立っています。町内に在住している方で、次の人を除き、すべてのひとが必ず加入することになります。  
・会社員（パートおよびアルバイト含）、公務員など職場の健康保険に加入している人とその扶養家族。  
・生活保護を受けている人。  
・後期高齢者医療制度に加入している人。  
【国保の届出は14日以内に】  
国保に加入するとき、脱退するとき、届出を必ずしてください。  
届出が遅れると資格を取得したときまでさかのぼって保険税を納めることになったり、届け出た日より前にかった医療費が全額自己負担になることもあります。届出は必ず14日以内にしてください。また、世帯主と対象者の方の個人番号（マイナンバー）の確認およびご記入、そして窓口に来られた方の身分確認が原則必要になります。

家族介護用品支給申請受付  
在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。  
該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。  
☑▽介護保険の要介護認定（4または5）を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族  
対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品

日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告  
皆さまのご協力により、たくさんの方の社資をお寄せいただきました。平成30年度受付の総額は6万5000円となりました。  
なお、お預かりした社資は、全額を日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。社資は、自然災害などにおける災害救護活動、国際活動のほか、医療活動や看護師の養成、救護法講習会の普及などに役立てられます。皆さまからのご厚志に心から感謝申し上げます。

【特別児童扶養手当のお知らせ】  
この制度は、知的、精神または身体障害等があり、法令で定める程度以上である20歳未満の児童について、福祉の向上を図ることを目的としていて、手当を支給するものです。  
【支給資格者】  
法令により定められた程度の障害の状態にある20歳未満の障害児を養育する父母または養育者  
ただし次の場合を除きます  
・養育している障害児が施設等に入所している方  
・養育している障害児が日本国内に住所を有しない方  
・養育している障害児が当該障害を支給事由とする年金を受給している方  
・受給者が日本国内に住所を所有しない方

【国民健康保険】届出をお忘れなく！  
国民健康保険（「国保」とは、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度のひとつです。  
健康な暮らしは、私たちの願いですが、病気やケガは突然やってきます。そんなとき、費用の心配をせず病院等にかかれるよう、お互いに負担し合って成り立っています。町内に在住している方で、次の人を除き、すべてのひとが必ず加入することになります。  
・会社員（パートおよびアルバイト含）、公務員など職場の健康保険に加入している人とその扶養家族。  
・生活保護を受けている人。  
・後期高齢者医療制度に加入している人。  
【国保の届出は14日以内に】  
国保に加入するとき、脱退するとき、届出を必ずしてください。  
届出が遅れると資格を取得したときまでさかのぼって保険税を納めることになったり、届け出た日より前にかった医療費が全額自己負担になることもあります。届出は必ず14日以内にしてください。また、世帯主と対象者の方の個人番号（マイナンバー）の確認およびご記入、そして窓口に来られた方の身分確認が原則必要になります。

家族介護用品支給申請受付  
在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。  
該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。  
☑▽介護保険の要介護認定（4または5）を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族  
対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品

日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告  
皆さまのご協力により、たくさんの方の社資をお寄せいただきました。平成30年度受付の総額は6万5000円となりました。  
なお、お預かりした社資は、全額を日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。社資は、自然災害などにおける災害救護活動、国際活動のほか、医療活動や看護師の養成、救護法講習会の普及などに役立てられます。皆さまからのご厚志に心から感謝申し上げます。

【特別児童扶養手当のお知らせ】  
この制度は、知的、精神または身体障害等があり、法令で定める程度以上である20歳未満の児童について、福祉の向上を図ることを目的としていて、手当を支給するものです。  
【支給資格者】  
法令により定められた程度の障害の状態にある20歳未満の障害児を養育する父母または養育者  
ただし次の場合を除きます  
・養育している障害児が施設等に入所している方  
・養育している障害児が日本国内に住所を有しない方  
・養育している障害児が当該障害を支給事由とする年金を受給している方  
・受給者が日本国内に住所を所有しない方

【国民健康保険】届出をお忘れなく！  
国民健康保険（「国保」とは、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度のひとつです。  
健康な暮らしは、私たちの願いですが、病気やケガは突然やってきます。そんなとき、費用の心配をせず病院等にかかれるよう、お互いに負担し合って成り立っています。町内に在住している方で、次の人を除き、すべてのひとが必ず加入することになります。  
・会社員（パートおよびアルバイト含）、公務員など職場の健康保険に加入している人とその扶養家族。  
・生活保護を受けている人。  
・後期高齢者医療制度に加入している人。  
【国保の届出は14日以内に】  
国保に加入するとき、脱退するとき、届出を必ずしてください。  
届出が遅れると資格を取得したときまでさかのぼって保険税を納めることになったり、届け出た日より前にかった医療費が全額自己負担になることもあります。届出は必ず14日以内にしてください。また、世帯主と対象者の方の個人番号（マイナンバー）の確認およびご記入、そして窓口に来られた方の身分確認が原則必要になります。

家族介護用品支給申請受付  
在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。  
該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。  
☑▽介護保険の要介護認定（4または5）を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族  
対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品

日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告  
皆さまのご協力により、たくさんの方の社資をお寄せいただきました。平成30年度受付の総額は6万5000円となりました。  
なお、お預かりした社資は、全額を日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。社資は、自然災害などにおける災害救護活動、国際活動のほか、医療活動や看護師の養成、救護法講習会の普及などに役立てられます。皆さまからのご厚志に心から感謝申し上げます。

【特別児童扶養手当のお知らせ】  
この制度は、知的、精神または身体障害等があり、法令で定める程度以上である20歳未満の児童について、福祉の向上を図ることを目的としていて、手当を支給するものです。  
【支給資格者】  
法令により定められた程度の障害の状態にある20歳未満の障害児を養育する父母または養育者  
ただし次の場合を除きます  
・養育している障害児が施設等に入所している方  
・養育している障害児が日本国内に住所を有しない方  
・養育している障害児が当該障害を支給事由とする年金を受給している方  
・受給者が日本国内に住所を所有しない方

【国民健康保険】届出をお忘れなく！  
国民健康保険（「国保」とは、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度のひとつです。  
健康な暮らしは、私たちの願いですが、病気やケガは突然やってきます。そんなとき、費用の心配をせず病院等にかかれるよう、お互いに負担し合って成り立っています。町内に在住している方で、次の人を除き、すべてのひとが必ず加入することになります。  
・会社員（パートおよびアルバイト含）、公務員など職場の健康保険に加入している人とその扶養家族。  
・生活保護を受けている人。  
・後期高齢者医療制度に加入している人。  
【国保の届出は14日以内に】  
国保に加入するとき、脱退するとき、届出を必ずしてください。  
届出が遅れると資格を取得したときまでさかのぼって保険税を納めることになったり、届け出た日より前にかった医療費が全額自己負担になることもあります。届出は必ず14日以内にしてください。また、世帯主と対象者の方の個人番号（マイナンバー）の確認およびご記入、そして窓口に来られた方の身分確認が原則必要になります。

家族介護用品支給申請受付  
在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。  
該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。  
☑▽介護保険の要介護認定（4または5）を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族  
対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品

日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告  
皆さまのご協力により、たくさんの方の社資をお寄せいただきました。平成30年度受付の総額は6万5000円となりました。  
なお、お預かりした社資は、全額を日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。社資は、自然災害などにおける災害救護活動、国際活動のほか、医療活動や看護師の養成、救護法講習会の普及などに役立てられます。皆さまからのご厚志に心から感謝申し上げます。

支援内容のお知らせ

豊頃町子育て支援センター

子育て支援センターは子育て中の親子が気軽に遊べる場です。子どもが元気に育ち、保護者もいきいき子育てができることを願って子育てのお手伝いをするところです。楽しい育児ができるように、子どもたちと育児中のお母さん、これからお母さんになる方を応援します。

子育て相談  
子育てに関する不安や心配事など困ったときには、お気軽にご相談ください。保健師・栄養士・歯科衛生士・支援センター指導員などが相談に応じます。  
≪相談時間≫月曜日～金曜日（9：00～17：00）

親子交流室（開放）  
親子交流室を開放します。時間内であればいつでも来てください。お茶の用意もしてあります。  
≪開放時間≫ 月曜日～金曜日（9：00～12：00・13：00～16：00）

赤ちゃん広場  
乳児（1歳6か月未満）を持つ親とその子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽におしゃべりできる広場です。現在妊娠している方も対象になりますので、ぜひ、参加してください。  
≪開催時間≫ 年18回 10：00～12：00（日程については広報にてその都度お知らせします）

わんぱく広場  
子育て中の親子が自由に遊び、交流を深める広場です。月1回（第1週）発育測定を行っています。バス遠足やクリスマス会など季節ごとに楽しいイベントも行っています。読み聞かせ、リサイクルの日なども実施しています。  
≪開催時間≫ 毎週木曜日（10：00～12：00）

子育てサークル支援  
自主的な子育てサークルのお手伝いをします。

のびのび広場  
発達を促すために個別または小集団で遊んだり、育児相談を実施します。

ことばの教室

ことばの教室は発達が心配なお子さんや、ことばや行動が気になるお子さんのあるがままの状況を受けとめ寄り添いながら、個別指導によりお子さんが本来持っている力を引き出す手助けをします。

たとえば「子どもの育ちが心配」…  
「ことばが遅い」  
「表情が乏しい」  
「抱っこを嫌がる」  
「極端な偏食がある」  
「話を聞いていないように感じる」  
「年齢の割に落ち着きがない」  
「乱暴」  
「うまく言えないけれど育てにくさを感じる」  
「友だちとコミュニケーションがとれない」  
「理解がゆっくりだと感じる」  
「運動面が苦手」など、お子さんの発達について心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

問合せ先 子育て支援センター ☎（574）3931